

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年6月2日（平成28年（行情）諮問第401号）

答申日：平成28年9月15日（平成28年度（行情）答申第333号）

事件名：特定番号に係る決裁関連文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「防官文第323号（2015.11.13－本本B1248）にかかる決裁関連文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月3日付け防官文第3678号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書1及び2の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので，これについても特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として，別紙に掲げる文書（本件対象文書）を特定した。

本件対象文書については、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月3日付け防官文第3678号により、本件対象文書の一部が法5条1号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は、別紙の文書1, 3, 4, 7, 9の文書はPDFファイル形式であるが、それ以外の電磁的記録は保有しておらず、文書2, 5, 6, 8, 10, 11については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等は防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年6月2日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年7月4日 異議申立人から意見書1及び2を收受
- ④同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人はPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は本件対象文書の特定は妥当としているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「防官文第323号(2015.11.13-本本B1248)にかかる決裁関連文書の全て」の開示を求めるものであり、原処分において、平成28年1月12日付け防官文第323号に係る決裁文書である本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書のうち、文書1, 3, 4, 7, 9については、紙媒体及びそれをスキャナで読み取るなどしたPDFファイル形式の電磁的記録により保有し、その余の部分については、PDFファイル形式以外の電磁的記録により保有しており、それ以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、念のため再度確認を行ったが、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)は保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の形式は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであることが認められる。また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 決裁・供覧（開示請求に伴う開示・不開示の決定について（2015.11.13－本本B1248））
- 文書2 （案）開示請求に伴う開示・不開示の決定
- 文書3 行政文書開示請求書（請求受付番号：2015.11.13－本本B1248）
- 文書4 開示決定等の期限の延長について（通知）（防官文第19707号。平成27年12月14日）
- 文書5 根拠法令
- 文書6 開示請求に伴う開示・不開示の決定 平成28年1月12日
- 文書7 決裁・供覧（開示請求に係る開示・不開示について（2015.11.12－本本B1244，2015.11.13－本本B1248））
- 文書8 （案2）行政文書不開示決定通知書
- 文書9 行政文書開示請求書（請求受付番号：2015.11.13－本本B1248）
- 文書10 根拠法令
- 文書11 行政文書不開示決定通知書（防官文第323号。平成28年1月12日）